○ 財務省告示第 289 号

国債の発行等に関する省令(昭和57年大蔵省令第30号) 第 5 条 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 令 和 7 年 10 月 8 日 に 発 行 し た利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和7年11月7日

財務大臣 片山 さつき

- 名称及び記号
- 2 発 行 の 根 拠 法 律 及びその条項
- 振替法の適用等 3
- 発 行 方 法 4

利付国庫債券(30年)(第88回) 財政法(昭和22年法律第34号)第4条 第1項並びに特別会計に関する法律 (平成 19 年 法 律 第 23 号)第 46 条 第 1 項、第47条第1項及び第62条第1項 社債、株式等の振替に関する法律(平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以 下 「 振 替 法 」 という。)の規定の適用を受けるもの とし、その振替機関は日本銀行とす る。

価格を競争に付して行われる入札(以 下「価格競争入札」という。)による 発行(以下「価格競争入札発行」とい う。)、価格競争入札と同時に行われ る入札であって、財務大臣が各国債市 場特別参加者ごとに応募限度額を定 めるものによる発行(以下「国債市場 特 別 参 加 者 · 第 I 非 価 格 競 争 入 札 発 行」という。)及び価格競争入札の募 入の決定をした後に行われる入札で あって、財務大臣が各国債市場特別参 加者ごとに応募限度額を定めるもの による発行(以下「国債市場特別参加 者・第Ⅱ非価格競争入札発行」とい う。)

- 募入決定の方法
 - 発 行

(1) 価格競争入札 各申込みのうち応募価格の高いもの からその応募額を順次割り当てる。

(2)国債市場特別 参加者·第I 非価格競争入 札発行及び国 債市場特別参 加者・第Ⅱ非 価格競争入札 発 行

各国債市場特別参加者ごとの応募限 度額の範囲内において各申込みの応 募額を割り当てる。

6 発 行 額

発 行

価格競争入札 額面金額で 536,800,000,000円 うち、財政法第4条第1項の規定に基 づき発行した利付国債については、額 面 金 額 で 312,270,400,000 円 、特 別 会 計に関する法律第 46 条第 1 項の規定 に基づき発行した利付国債について は、額面金額で60,706,100,000円、同 法 第 47 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 した利付国債については、額面金額で 132,596,450,000 円、同法第62条第1 項の規定に基づき発行した利付国債 については、額面 金 31,227,050,000 円

- (2)国債市場特別 参加者・第Ⅰ 非価格競争入 札発行
- (3)国債市場特別 参 加 者 · 第 Ⅱ 非価格競争入 札 発 行
- 特別会計に関する法律第 46 条第 1 項 の規定に基づき発行した利付国債に ついて、額面金額で 162,800,000,000 Щ

特別会計に関する法律第 46 条第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に ついて、額面金額で51,500,000,000円

払込金額

発 行

価格競争入札 532,902,000,000円

- (2) 国債市場特別 161,611,560,000円 参加者·第Ⅰ 非価格競争入 札発行

令和7年10月8日

- (3) 国債市場特別 51,124,050,000円 参 加 者 · 第 Ⅱ 非価格競争入 札発行
- 8 最低額面金額
- 9 振替单位

50,000 円

振替法の規定による振替口座簿の記 載又は記録は、最低額面金額の整数倍 の金額によるものとする。

- 10 発 行 日
- 11 発行価格
 - (1) 価格競争入札 発 行
- 額面金額 100円につき 99円 10銭以上 のそれぞれの応募価格
- (2) 国 債 市 場 特 別 参加者·第I 非価格競争入 札発行及び国 債市場特別参 加者・第Ⅱ非 価格競争入札 発 行

額面金額 100円につき 99円 27銭

12 利率

年 3.2%

13 経過利子の払込 4

募入決定の通知を受けた者は、払込金 額に加え、次の算式により算出した金 額を第 20 号に規定する期日に払い込 むものとする。

額面金額の総額 $\times \frac{3.2}{100} \times \frac{18}{365}$

14 初期利子

令和8年3月20日を支払期とし、次 の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たる

ときは、その翌営業日に支払う(以下、 次号及び第 16 号において規定する期 日について同じ。)。

額 面 金 額
$$\times \frac{3.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 15 第2期以後の利 子
- 毎年3月20日及び9月20日を支払期 とし、各支払期において、その日以前 6月間に属する利子を支払う。
- 16 償還期限
- 17 償還金額
- 18 元利金支払場所 日本銀行
- 19 入札参加者
- 20 払込期日

- 令和 37 年 9 月 20 日
- 額面金額 100円につき 100円
- 財務大臣から通知を受けた者
- 令和7年10月8日